

中国管内の平成 28 年度上半期の電波監視の概要

1 無線局に対する混信・妨害申告と電磁障害等の照会・相談件数

(1) 申告全般

平成 28 年度上半期に当局に寄せられた申告・相談の総件数は 88 件でした。

申告・相談内容の内訳は、重要無線通信妨害(※1)に関する申告が 34 件(前年度同期 47 件、同期比 13 件減)となっています。

また、業務用無線やアマチュア無線など一般の無線局への混信等に関する申告が 40 件(前年度同期 41 件)、人体への電磁波の影響に関する相談やテレビ・ラジオ、無線 LAN 等への障害に関する電磁障害申告が 14 件(前年度同期 12 件)となりました(図 1-1)。

地域別では広島県内からの申告が 33 件と最も多く、次に中国管外、岡山県と続いています(図 1-2)。

なお、申告等への対応については、申告への回答、現地調査による原因者への改善措置及び指導等により、継続調査中である 9 件(放送に関する重要無線通信妨害事案 1 件、その他事案 8 件)を除き、79 件(約 90%)が解決しています。

※1：総務省では、携帯電話などの電気通信業務、放送業務、防災行政、消防、航空などの人命、財産の保護や治安の維持などを目的とする公共的な業務に関わる無線通信を「重要無線通信」と位置付けています。

図 1-1 年度別申告等の推移

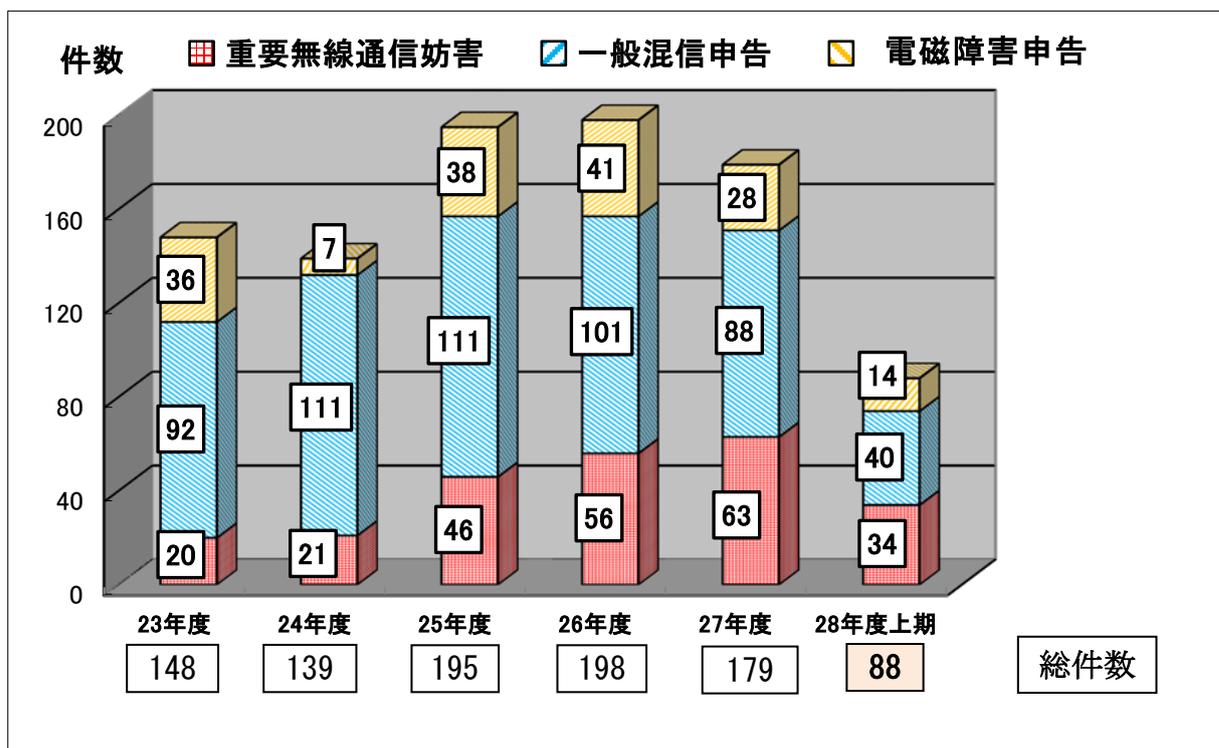
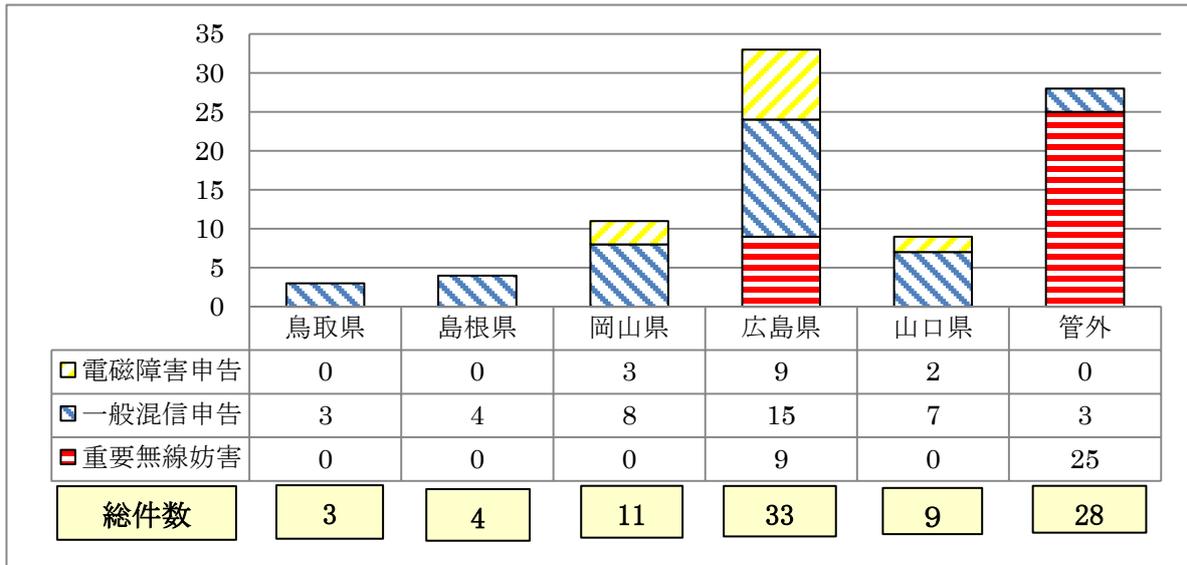


図 1-2 地域別申告件数



(2) 重要無線通信妨害申告

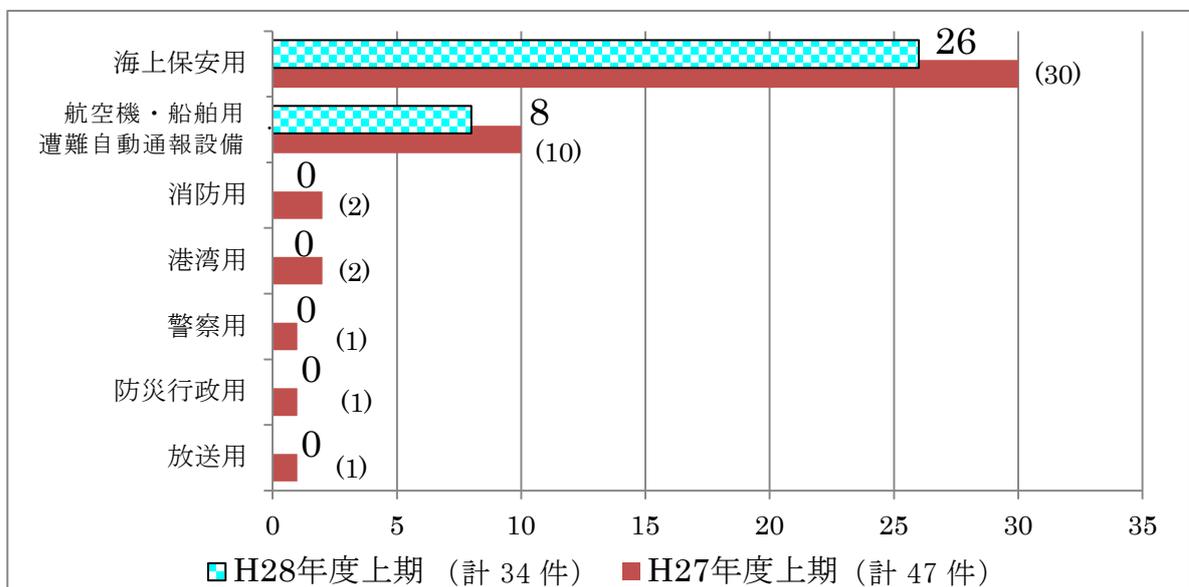
重要無線通信へ混信・妨害が発生した場合には、24 時間体制で申告を受付け、直ちに電波監視システム(DEURAS : DEtect Unlicensed RAdio Stations)によって、混信・妨害の位置を把握し、現地での移動監視による発射源の特定・排除に努めています。

平成 28 年度上半期の重要無線通信妨害件数は 34 件であり、前年度同期 47 件に比べ 13 件減少しています。

用途別申告件数(図 1-3)では、昨年度は、消防用、港湾用、警察用、防災行政用及び放送用といった多くの業務の重要無線通信に関する申告が寄せられていましたが、今年度上半期においては、海上保安用(26 件(前年度同期比 4 件減)で全体の約 76.5%)、航空機・船舶用遭難自動通報設備から発せられた遭難信号の対応(8 件(前年度同期比 2 件減))に関するものだけとなっています。

妨害事案等の減少は、管内の捜査機関(警察署、海上保安庁)と連携した共同取締りや日常的な電波監視による摘発がその一因となっているものと判断しています。

図 1-3 重要無線通信妨害申告件数(用途別)



2 不法無線局対策等の取組状況

不法無線局(※2)や違反無線局(※3)は、消防・救急無線の通信、携帯電話等への妨害及びテレビ・ラジオへの受信障害などを発生させるおそれがあるため、管内の捜査機関と連携した共同取締りを路上や海上等で実施し、電波法令違反に係る摘発や法令遵守の指導をしています。

また、電波監視により不法無線局の疑いのある車両等に対しては、事実関係の報告を求めるとともに、無線設備の撤去等を指導しています。

※2：不法無線局とは、総務大臣の免許を受けずに開設している無線局で、不法無線局を開設した場合、電波法第110条の規定により1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。

※3：違反無線局とは、無線局の免許は受けているものの、電波法令に違反して通信をしている無線局のことです。

(1) 不法無線局の共同取締り

不法無線局の撲滅に向けて、管内各地において捜査機関との共同取締りを7回実施（前年度同期6回）し、不法アマチュア無線局の摘発を1件、指導を3件行いました（前年度同期摘発3件、指導9件。）。



共同取締りの模様



摘発した不法アマチュア無線機

(2) 不法・違反無線局への指導等

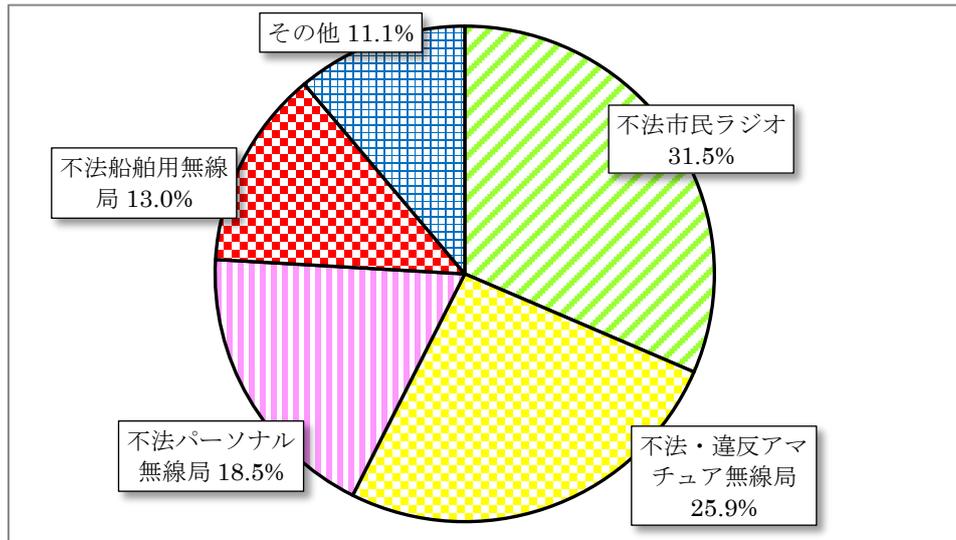
電波監視により確認した違反無線局に対する行政処分(無線従事者資格の停止)を1件(前年度同期0件)、不法無線局、違反無線局に対する行政指導を54件(前年度同期602件(※4))行いました。

行政指導の内訳は、不法市民ラジオ(31.5%)、不法・違反アマチュア無線局(25.9%)、不法パーソナル無線局(18.5%)及び不法船舶用無線局(13.0%)の4局種で全体の9割近くとなっています(図2)。

このほか、「無線局の呼出名称を送信しない」等、無線局の運用ルールを守らないアマチュア無線局に対して、同一周波数の電波による注意喚起(電波による規正)を59件行いました。

※4 前年度同期における不法無線局等に対する行政指導件数が多い理由は、同時期において不法船舶用無線局に対する集中的な取締りを実施していたためです。

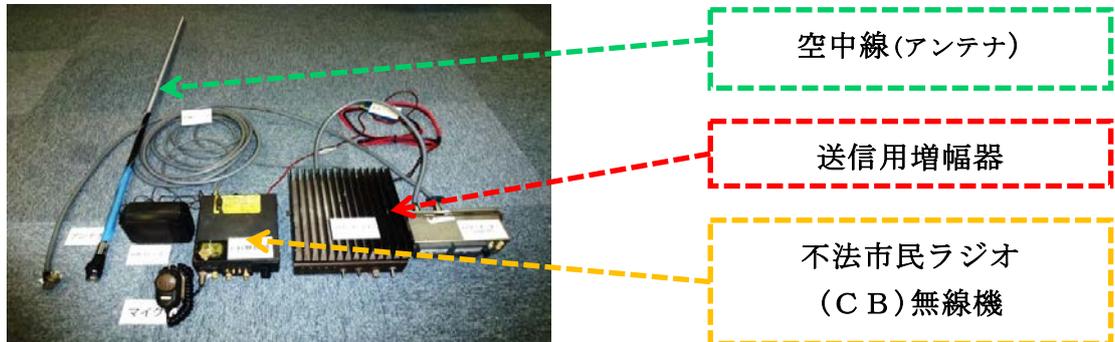
図2 無線局別の文書指導の割合



(3) 無線機器の鑑定

捜査機関が押収した無線機器については、刑事訴訟法第 223 条第 1 項に基づく嘱託を受け、18 台(警察署 9 台、海上保安庁 9 台)の鑑定を行いました(前年度同期 11 台鑑定)。

鑑定無線局の内訳は、アマチュア無線機 13 台、船舶用無線機 3 台、市民ラジオ無線機 1 台及びその他 1 台となっています。



鑑定を実施した不法市民ラジオ

3 電波監視体制の強化

当局では、管内における重要行事の開催時等は、電波監視体制を強化しています。

平成 28 年度上半期は、下表の行事開催にあわせて電波監視体制を強化し、重要無線通信妨害の発生に即応できる体制を構築しました。なお、各行事期間中、重要無線通信妨害への妨害は認められませんでした。

電波監視体制の強化期間	関係行事	監視対象地域
4 月 9 日(土)～4 月 11 日(月)	広島外相会合 (伊勢志摩サミット)	広島市、廿日市市、三原市、 岩国市及びその周辺

5月12日(木)～5月15日(日)	倉敷教育相会合 (伊勢志摩サミット)	倉敷市、岡山市及び岡山空港 の周辺
5月23日(月)～5月29日(日)	伊勢志摩サミット	名古屋市他
5月26日(木)～5月28日(土)	オバマ大統領来広	広島市、岩国市及びその周辺
7月26日(火)～7月29日(金)	平成28年度全国高校総体 皇太子殿下の行啓	岡山市、赤磐市、備前市、 総社市及びその周辺
8月5日(金)～8月6日(土)	平成28年平和記念式典	広島市

4 技術基準不適合設備への対応

無線局を利用するためには、原則として無線局免許を取得する必要がありますが、免許を取得せずに無線局を開設するケースが後を絶ちません。また、発射する電波が電波法で定める「著しく微弱」であって無線局免許が不要な無線設備であると称しているにもかかわらず、実際には微弱の基準を超え、無線局免許が必要な無線設備が市場に多数流通し、他の無線局に障害を与える事例が発生しています。

このため、一般消費者が技術基準に合致しない無線設備を購入・使用して、電波法違反となることや他の無線局に混信・妨害を与えることを未然に防止することを目的に、次のような取組みを実施しています。

(1) 流通分野への周知・啓発活動

無線設備販売店等に対し、無線局免許制度や免許情報告知制度(※5)について説明するとともに、技術基準に合致しない無線設備については販売しないよう要請するなどの活動を行っています。

平成28年度上半期は、家電量販店、ホームセンター、カー用品店等を51店舗訪問して周知・啓発等を実施しました(前年度同期16店舗。)

※5：免許情報告知制度：不法無線局に使用されるおそれの高い無線設備を販売する業者に対して、無線局免許取得の必要性等を購入者へ告知をする義務を課す制度(電波法第102条の14)。

(2) 無線設備試買テスト

無線設備を購入して測定を実施する試買テスト(※6)の結果、電波法の基準に合致しない無線設備を販売していた販売業者4社(3機種)に対して、文書により販売中止を要請しました(前年度同期1社、1機種。)

※6：無線設備試買テスト：総務省が、電波法に定める「著しく微弱」の基準内にあるとして販売されている無線設備を市場から購入し、その電波の強さが基準に適合しているかどうかの測定を行い、その結果、基準を超えることが明らかな無線設備の情報提供を総務省ホームページで行い、製造・販売業者等に対して改善等の要請を行うものです。

平成28年度の無線設備試買テストは、4回情報提供を行う予定であり、1回目は8月期に情報提供が行われています。2回目(10月期)については、総務省本省ホームページ

http://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu04_000005.html をご参照ください

い。

技術基準に不適合と判明した無線機器（中国管内）

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度 (括弧内は上半期)	平成 28 年度 (8 月期)
事業者数	2	13	11 (1)	4
機種数	2	16	15 (1)	3

<不適合と判明した無線機器の例>

(ベビーモニター)

(ラジコン)

(ワイヤレスマイク)

(ワイヤレスチャイム)



5 電波利用ルールの周知・啓発

電波をより身近なものとして理解してもらうために、電波の利用に関するルールや電波利用環境を保護することの重要性について、周知・啓発活動を行っています。

(1) 電波利用環境保護周知啓発強化期間等における取組

毎年6月1日から10日までを「電波利用環境保護周知啓発強化期間」として、新聞広告、電車中吊り広告による広報や関係団体へのポスター・リーフレットの配布等を実施し、電波利用ルールに係る周知・啓発活動を集中的に行っています。

平成28年度は、「不法電波はいけません！」をキャッチフレーズに新聞広告、電車及びバス中吊り広告、地方自治体及び関係団体等への協力要請を行いました。

また、不法パーソナル無線撲滅に向けた周知・啓発として、不法パーソナル無線対策用広報番組(ラジオ CM 素材等による動画)を、中国総合通信局ホームページに、「パーソナル無線に関する総務省からの重要なお知らせ」として掲載(YouTube)しています。

～無免許・改造されたパーソナル無線の開設・運用は電波法違反です！！～

URL:<https://www.youtube.com/user/CbtChNews>

(2) 電波適正利用推進員による電波教室の開催

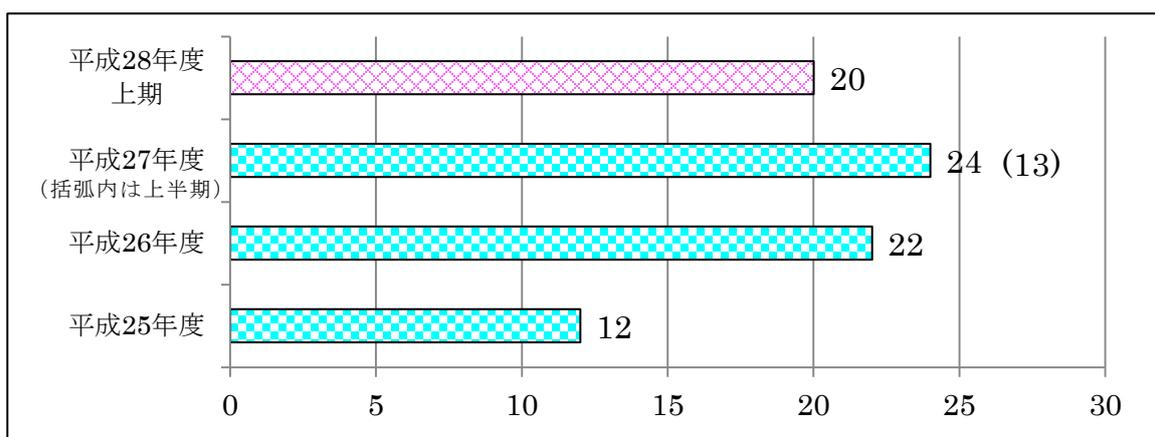
主に小学生を対象とした「電波教室」は、中国総合通信局長から委嘱された電波適正利用推進員(※7)により、電波の適正な利用に関する周知・啓発活動の一環として開催されています。

平成28年度上半期は、夏休み期間を中心として、鳥取県(米子市、倉吉市、琴浦町)、島根県(津和野町)、岡山県(笠岡市、浅口市)、広島県(広島市、尾道

市、三原市、庄原市)及び山口県(光市)の9市2町で20回開催され、南極観測隊員経験者による「南極と電波」に関する講演、実際に部品をハンダ付けするラジオキットの製作等の体験、電波の仕組みや正しい使い方の学習等の電波教室が開催され、小学生275名、その保護者等191名、計466名の参加がありました(前年度同期は電波教室13回開催、計426名参加。)

※7:電波適正利用推進員:電波の適正利用に関する活動を委嘱された民間ボランティアのこと。
中国管内では52名(平成27年度末)を委嘱して、地域に密着した周知・啓発活動等を行っています。電波適正利用推進制度や活動状況は、電波適正利用推進員協議会ホームページ(<http://www.cleandenpa.net/>)をご参照ください。

電波教室の開催実施回数(年度別)



(電波教室の様様)

6 申告受付窓口

混信妨害、電磁環境障害及び不法・違反無線局に関する申告は、以下の窓口で受け付けています。

中国総合通信局電波監理部電波利用環境課

電話: 082-222-3332

(受付時間は、土曜日、日曜日、祝日を除く8:30から17:15まで)